

京都市千両ヶ辻界わい景観整備計画に関する考察  
～スキーマとの相補性にもとづく動的なコンテクスト観を手がかりとして～

都市計画分野 松田 正義

### 1. 研究の背景・目的

コーリン・ロウは1963年にコーネル大学大学院にアーバン・デザイン・スタジオを開設し、学生らと共に、モダニズムの都市計画案とヨーロッパの伝統的な都市形態とを比較・分析する都市形態論研究とプロジェクト制作を開始した。そして1965年ごろ、学生のスチュアート・コーエンとスティーブン・ハートは、アーバン・デザイン・スタジオのメンバーが提起する設計上の戦略をコンテクスチュアリズムと名づけた。

秋元(2002)によると、コーネル派のコンテクスチュアリズムは、スキーマとしての理想形をコンテクストに応じて変形させることにより、都市空間と建築形態を決定し、漸次的に都市の全体を改変していく方法である。ここでスキーマとは、外界の事象を知覚し、理解し、記憶する際の枠組みとなる構造化された知識の集合である。また、コンテクストとは、形態を具象性ないし意味性を捨象した単なるまとまり、あるいは分凝<sup>1</sup>それ自身として見る「かたち」の事である。

コーネル派のコンテクスチュアリズムは、コーエン(1979)が言うところの「物理的コンテクスト」を重視した考え方であった。しかし、ポスト・モダニズムの一類型として、保守主義化<sup>2</sup>、ゲシュタルト法則に対する過信<sup>3</sup>、都市の組織構造そのものをコンテクストと混同するといった、スキーマに偏重した「通念としてのコンテクスチュアリズム」観が形成された事で、当初のコーネル派の概念とは乖離していった。

しかし、コーネル学派のコンテクスチュアリズムは、「理想形の変形」という形態操作を手法としており(シユマッハー:1979) スキーマとコンテクストのうちのどちらか一方だけが形態の決定に関わる固定化された方法論ではなく、両者が相補的に働く動的な方法論である。この動的なコンテクスト観を手がかりとすることで、単なる地域主義<sup>4</sup>、歴史主義<sup>5</sup>、大衆主義<sup>6</sup>を超えた、都市空間の分析が可能となる。

現在、京都都心部では、伝統的な京町家が、地価の高騰、建物の老朽化、地場産業の衰退などの理由により、取り壊されたり、建て替えられたりして、急速にその数を減らしている。一方、近年、京町家を再評価する動きも高まっており、京町家を保存・修復・改修している事例が年々増加している。また、建て替えの

際、屋根を瓦勾配屋根にしたり、道路境界線から半間程度セットバックするといった、町並み誘導も行政によって進められている。

こうした状況の中、京都市西陣の千両ヶ辻地区では、2001年8月に、京都市市街地景観整備条例にもとづき、界わい景観整備計画が策定された。この計画では、美観地区及び建造物修景地区制度に上乘せするかたちで、より細かな規制が定められている。しかし、その規制内容の多くは、京町家の歴史的意匠の継承というスキーマの反映に偏っていると考えられる。

本研究の目的は、スキーマとの相補性にもとづく動的なコンテクスト観を手がかりとして、京都市西陣の千両ヶ辻地区におけるスキーマを明らかにし、それをコンテクストに応じて変形させる分析を行うことで、千両ヶ辻界わい景観整備計画による規制・誘導手法の妥当性を検証し、今後の課題を検討することである。

### 2. 調査および分析の方法

本研究の調査・分析方法は以下の通りである。

- 1:文献調査により、コンテクスチュアリズムの概念を整理し、スキーマとコンテクストの相補性の意義を明らかにする(研究の背景を参照)。
- 2:ヒアリング及び資料により、京都市の景観施策について整理する(梗概では省略)。
- 3:千両ヶ辻地区について、文献・資料・現地調査により現況を整理する。次に、千両ヶ辻界わい景観整備計画の内容・経緯などについて、資料・ヒアリングにより整理する。
- 4:資料調査、現地調査及び住民・行政へのヒアリングにより、千両ヶ辻地区のスキーマを明らかにする。明らかになったスキーマと界わい景観整備計画の規制内容との比較・考察を行う。
- 5:モデル敷地を選定し、千両ヶ辻地区の「図/地」マップをもとに、スキーマをコンテクストの読み取り方に応じて変形させる例を示す。さらに、千両ヶ辻界わい景観整備計画による規制・誘導手法の妥当性を検証し、今後の課題を検討する。

### 3. 千両ヶ辻地区

西陣という呼び名は、応仁の乱の後、西軍の本陣跡を中心に機織業が復興したことから、称されるようになったとされている。西陣の範囲に明確な定めはない

が、概ね北大路通・丸太町通・西大路通・堀川通に囲まれた地域をさしている。西陣はその成立期から、織物の町として栄えてきており、西陣織という一大産業を産み出した地域である。今なお、西陣織関連の産業で生業を立てる人々が生活を営んでいる。しかし現在、機織業界は衰退しており、他の職種や用途への転換が起こっている。

対象地区である千両ヶ辻は、西陣の中でも西陣織の拠点であり、かつて商家や問屋が集積していた場所で、千両箱が行き交っていた事から、千両ヶ辻と称されている。地区の範囲は、北は寺之内通から南は笹屋町通まで、東は猪熊通から西は浄福寺通までの範囲の市街地、約37ヘクタールに及ぶ地区である(図1)。

現地調査(2002年11月)によると、地区内には1668棟の建築物があり、そのうち住居専用が約60%と非常に多く、職住混合の町並みが崩壊してきていることが分かる。建物階数は2階建てがおよそ70%あり、3階建ても含めると約90%となっている。しかし、今出川通に面する敷地は高層マンションへの建て替えが現在も続いている。地区内の建築物で最も多い建物形式は町家であり、全棟数のおよそ半数を占めている。また、戸建住宅も約30%と多い。

#### 4. 千両ヶ辻界わい景観整備計画

2001年8月27日、京都市市街地景観整備条例にもとづく界わい景観整備計画が、千両ヶ辻地区において策定された。計画策定にあたっては、京都市が地元役員に計画の説明を行い、各種団体長や町会長などへアンケートを行うなど、地域住民と一体となって進めた。

界わい景観整備計画を策定することで、美観地区や

建造物修景地区の規制に上乗せして規制がかけられ、また、すべての建築行為に市長の「承認」が必要となるため、京都市が事前に建築行為を把握し、行政指導を行うことが可能となる。

千両ヶ辻界わい景観整備計画の景観整備計画の目標は、千両ヶ辻地区の特色ある景観を維持又は増進する事、地場産業の振興により形成されたまちづくりや家づくりの知恵と作法を評価し、町並み景観づくりに活かす事、職・住が共存した、歩く魅力のあるま

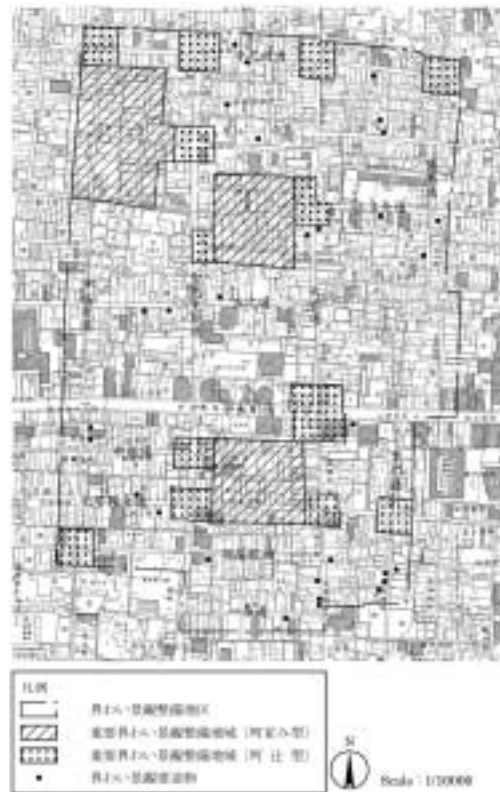


図1：千両ヶ辻地区界わい景観整備計画図

表1：千両ヶ辻地区界わい景観整備計画 規制内容

		地区内共通	美観地区内	第2種建造物修景地区内	重要界わい景観整備地域	町並み型
申請 承認	建築物	建築物の新築等又は模様替え等				町並み型
	工作物	第2種工作物の新築等又は模様替え等				
高さ	建築物		美観地区第2種地域内 15m以下 *注1		公共用空地から見える部分の階数は3以下 最高部の高さは12m以下 *注3	
	塔屋等		6mを超えない			
	土地に定着する工作物		15m以下 *注2	20m以下 *注2		
屋根			できる限り勾配屋根 できない場合、最上階に深い軒を出すか、又は傾斜のある軒庇を設ける		平入り切妻屋根 日本瓦又は銅版その他の金属板でふかれていること	
	庇		1階上部に深い通り庇を設ける		道路に面した壁面には、半間(0.9m)程度の出がある通り庇を設ける *注5	
軒		前面道路幅員が8m未満である場合、当該道路側の軒の高さは15m以下 *注3				
壁面			1階壁面は道路境界から半間(0.9m)程度後退 4階以上の壁面は3壁面より後退		1階壁面が道路境界から概ね2間(3.6m)以上離れていないこと *注4 3階以上の壁面は、2階壁面より半間(0.9m)程度以上後退し、かつ、道路境界から概ね1間半(2.7m)以上離れていること	
	意匠・色彩	界わい景観建造物と調和し・協調 水平線を強調	道路に面した壁面には、できる限り外付けのバルコニー、物干し台、屋外階段等が設けられていないこと やむを得ずこれらのものを設ける場合は、建築物と一体性のある形態及び意匠であること		道路に面した壁面には、外付けのバルコニー、物干し台、屋外階段等が設けられていないこと 公共用空地から見える側壁面(特に、3階以上)には、意匠が施されていること	地区の町並み景観を象徴し、周辺の景観形成の指標となる形態及び意匠
門・塀等					できる限り木竹及び石など自然素材で造られ、その形態及び意匠は、和風を基調としていること。	
門灯、外灯等					和風を基調とした形態及び意匠	

\*注1：ただし、公益上必要と認められるもの並びに形態及び意匠が特に優れていると認められるものについては、この限りではない。

\*注2：ただし、公益上必要と認められる第2種工作物並びに形態及び意匠が特に優れていると認められる第2種工作物については、この限りではない。

\*注3：周辺景観に支障を及ぼさないと認められるときは、この限りではない。

\*注4：垣、柵、門、塀等を設ける場合は、この限りではない。

ちづくりを行う事である。

規制内容は、表 1 に示した様に、5 つの地域に分けて定められている。美観地区内・第 2 種建造物修景地区内については、この両制度を厳しくするかたちで規制されている。さらに、規制範囲を縮小して、重要界わい景観整備地区が指定されており、地区内を町並み型と町辻型に分けている。特に、町並み型に指定されている地区は、「屋根は平入り切妻屋根で、日本瓦又は銅版その他の金属板でふかれていること」といった様に、規制内容がより具体的に記述されている。さらに、庇、門・塀、門灯・外灯といったものにまで規制が及んでいるのが特徴である。一方、町辻型は具体的な規制はなく、設計の際の自由度は高い。

この計画が施行されてから現在（02/11/7）までに、14 件が市長の承認を受けており、その内 1 件が費用補助を受けている。

### 5. 千両ヶ辻のスキーマ

文献調査、住民・行政へのヒアリング、現地調査から、千両ヶ辻地区のスキーマを把握する。

住民へのヒアリングの結果、この地域に現存する京町家は、過去の遺物としてではなく、生活と密接に結びついており、これらが人々のスキーマ形成に大きく影響していることが分かった。確認できたスキーマを、大別すると、景観に関するもの（石畳、色彩、隣棟間隔の狭さ等）、文化に関するもの（西陣織、暖簾、御簾等）、歴史に関するもの（畳割等の部材の規格化、短冊状の敷地割等）、京町家に関するもの（坪庭、通り庭、格子戸、平入り瓦勾配屋根等）の 4 つに分けられる。千両ヶ辻地区におけるこれらのスキーマを最も良く反映しているものは織家建<sup>7</sup>の京町家である（写真 1）。

界わい景観整備計画における規制の基準（表 1）の解釈は、京都市の担当者の裁量も入るため、必ずしも硬直的な基準とは言えない。しかし、行政側もスキーマを手がかりに「承認」を行うと、京町家の表層のデザイン要素のみを用い、京町家の模倣にすぎない建築デザインを誘導することになりかねない。実際、一般的な戸建住宅に瓦の庇を載せただけ（写真 2）或いは勾配屋根にしただけのもの（写真 3）が千両ヶ辻地区に散見される。

また、現代的素材であるコンクリートを用いて建てられた建築物の中にも、デザインは町家の模倣になっているケースが見られ、界わい景観建造物として、この地区のモデルとなるように意図されている（写真 4）。

従って、界わい景観整備計画の規制・誘導手法はスキーマに偏重しており、新たな建築デザインの可能性を阻害する状況を生じさせているといえる。

### 6. 千両ヶ辻のコンテキスト



写真 1：京町家



写真 2：スキーマ（庇）を反映した例



写真 3：スキーマ（勾配屋根）を反映した例



写真 4：スキーマ（町家型）を反映した例

千両ヶ辻地区の中からランダムに敷地を選んで、スキーマをコンテキストに応じて変形させる分析を行う。ここで、コンテキストの読み取りには、「図ノ地」マップを用いた。「図ノ地」マップを用いる理由は、建築物の具象性ないし意味性を捨象した単なるまとまり、あるいは分凝としてみる事が出来るため、スキーマにとらわれことなく、都市空間の分析を行う事が可能になるからである。

コンテキストの読み取り方として、次の 7 つをもとに分析を行った。町家型（図 3）、隣接するソリッドによるコンテキスト（図 4）、「図ノ地」反転によるコンテキスト（図 5）、周囲敷地の街区内部のヴォイドによるコンテキスト（図 6）、周囲敷地の街区外部のヴォイドによるコンテキスト（図 7）、街区単位でのヴォイドによるコンテキスト（図 8）、街区単位でのソリッドによるコンテキスト（図 9）。

以上より、コンテキストの読み取り方は、人・場所によって多種多様な解釈が可能であり一意に決定する事は困難であることが分かる。また、時間の推移に伴う街区形状の変化によってもコンテキストは変化する。さらに、スキーマとしての理想形も、コンテキストに応じて変化していく。理想形としての町家を超えた、新たなスキーマが形成される必要もある。

しかし、界わい景観整備計画の規制内容は、コンテキストの読み取りの多様性を許容したものとはいえない。この計画の規制内容で、コンテキストに直接関係する項目は、壁面線の後退である。しかし、壁面線の規制は、コンテキストというよりも、むしろスキーマを反映した結果であると考えられる。

また、コンテキストはまちの変容に伴い常に変化していくものであるため、数値によって定められた規制は、それがたとえある程度の許容範囲があるものであっても、コンテキストを読み取った結果を制限してしまう可能性がある。

## 7. 結論

スキーマとの相補性にもとづく動的なコンテクスト観からすると、現行の千両ヶ辻界わい景観整備計画における規制・誘導システムは、京町家という特定のスキーマに偏重しており、問題がある。建築物の設計者や施主が、スキーマをコンテクストに応じて変形する自由度を高めつつ、都市空間や建築形態を誘導していくシステムが必要である。

その際、スキーマとコンテクストの読み取りは多様であり、その妥当性をどのように判断するかが問題となる。その判断を行政担当者が担う方法もあるが、行政担当者は立場上、スキーマの方が判断の根拠を説明しやすいことから、スキーマ重視の傾向に陥りやすい。その意味で、地域に密着して継続的に都市空間の形成に関わる「まちの専門家」(タウンアーキテクト)が、設計者や施主、行政、地域住民との協議の場で主導的な役割を担う必要があると考える。

従って、界わい景観整備計画におけるスキーマに偏重した規制内容を緩和するとともに、設計者や施主に対して、スキーマとコンテクストの読み取りの妥当性を協議する場への参加と協議内容の遵守を義務付ける仕組みを作ることが課題である。また、こうした協議

の場で主導的な役割を担う「まちの専門家」(タウンアーキテクト)をいかに育成あるいは選定するかも重要な課題である。

### [参考文献・資料]

- 1) トム・シュマツハー著 八束はじめ編「コンテクスチュアリズム～都市の理想系とその変形について～」『建築の文脈・都市の文脈～現代をうごかす新たな潮流～』p.132 - p.158 彰国社 1979.12
- 2) スチュアート・コーエン著 八束はじめ編「物理的コンテクスト/文化的コンテクスト」『建築の文脈・都市の文脈～現代をうごかす新たな潮流～』p.132 - p.158 彰国社 1979.12
- 3) コーリン・ロウ、フレッド・コッター著 渡辺真理訳『コラージュ・シティ』鹿島出版会 1992.4
- 4) 京都市「京都市の都市計画」1997.3
- 5) 京都市『千両ヶ辻界わい景観整備地区界わい景観整備計画』2001.8
- 6) 秋元馨『現代建築のコンテクスチュアリズム入門～環境の中の建築/環境をつくる建築～』彰国社 2002.4

### [補注]

- \*1 分凝：ゲシュタルト心理学派の言葉で、全体のうちからひとつの部分が他の部分から離れて、独自のまとまりを持つようになること。
- \*2 保守主義化：既存環境を無批判に受け入れ、踏襲する設計姿勢
- \*3 ゲシュタルト法則：盲目的に建築形態の「形」の水準での類同性を追求する設計姿勢
- \*4 地域主義：ある特定の地理的領域の価値と利益を志向し、その地域内にある典型を引用する立場。
- \*5 歴史主義：「歴史的なるもの」に着目し、その方法を時間位相における過去からの引用に限り、過去の様式を規範とする立場を指す。
- \*6 大衆主義：建築のユーザーとしての大衆を志向し、ユーザーの意見を無批判に受け入れる。
- \*7 織家建：京町家の一類型。特徴は、織機を置くために工場部分が二層吹き抜けになっていることである。



図2：対象敷地



図3：ケース  
ケース1は、理想形である京町家の形状を模倣したものである。



図4：ケース  
ケース2は、隣棟のヴォイドの形状を引用している。さらに、南側の段違いの形状から、階段状の形状を引き出している。

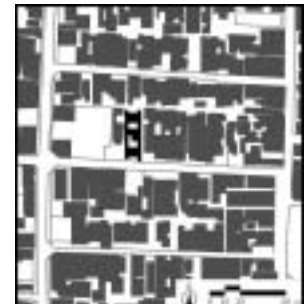


図5：ケース  
ケース3は、街区構造を引用しており、それを反転する形で形状を決定している。



図6：ケース  
ケース4は、街区内部の凹凸のある形状を引用し、北側の形状を決定している。また、ソリッド内部に存在するヴォイドがランダムに配置されているのを引用し、隣棟とはヴォイドの位置をずらしている。



図7：ケース  
ケース5は、対象敷地周辺形状の凹凸に、一定の規則性を持たせる様にするかたちで、形状を決定している。



図8：ケース  
ケース6は、街区内部のヴォイド形状を敷地内部に引用して、隣接する道路側のヴォイド形状は敷地の道路側に引用している。

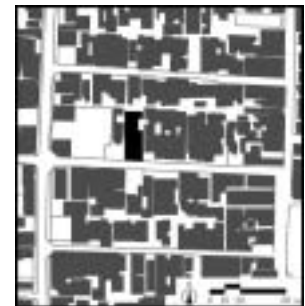


図9：ケース  
ケース7は、街区内のソリッドの東西方向のまとまりを引用して、まとまり感を出すために、敷地の奥にヴォイドを設けている。また、ソリッド内部のヴォイドを反映している。